

改正

令和4年6月17日要綱第90号

周南市給水施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、未給水区域において、安定した生活用水及び安全な飲用水の確保を図るために必要な給水施設を整備し、又は浄水器を設置する者に対し、周南市給水施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 水道事業、簡易水道事業及び市が管理する飲用水供給施設等の給水区域（以下「給水区域」という。）の区域外をいう。ただし、給水区域の区域内であって配水管の布設が著しく困難と認められる区域を含むものとする。
- (2) 給水施設 市長が必要と認めた取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設をいう。
- (3) 指定物質 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上覧に掲げる事項のうち、補助の対象となるものとして市長が別に定める物質をいう。
- (4) 浄水器 指定物質を省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合するよう浄化することが可能な浄水器であり、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当するものをいう。
  - ア 飲用水を供給する給水装置に接続できること。
  - イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。
- (5) 水質検査結果書 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者並びに計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が交付したものをいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業をいう。

- (1) 給水施設整備事業 既設の水源（井戸、山水等）の枯渇又は水質悪化により、生活用水の供給が著しく困難となったため、給水施設を新設し、又は改修するもの。ただし、新設又は改修に要する経費が30万円未満の整備は除く。
- (2) 共同給水施設整備事業 生活用水の供給が著しく困難となったため、概ね10戸までが共同で設置し、及び利用する給水施設を新設し、又は改修するもの。ただし、新設又は改修に要する経費が30万円未満の整備は除く。
- (3) 浄水器設置事業 飲用水中の指定物質が水質基準に適合しないため、浄水器を購入し、設置するもの

(補助対象者等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者は、未給水区域に居住用の住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）を有し、現に当該住宅に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 公共事業等に伴う補償により給水施設を設置する場合
- (2) 市税を滞納している場合

3 補助金の交付の対象となる浄水器の台数は、1世帯当たり1台とする。ただし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住し、厨房を共用している場合は、1住居当たり1台とする。

（補助金の額）

**第5条** 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ周南市給水施設等整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第2に掲げる事業区分により必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 共同給水施設整備事業を実施する場合にあっては、代表者を選任し、その代表者が申請するものとする。

（補助金の交付の決定）

**第7条** 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

**第8条** 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、周南市給水施設等整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を書面により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく周南市給水施設等整備事業変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、周南市給水施設等整備事業中止（廃止）申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の完了報告）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、周南市給水施設等整備事業完了報告書（別記様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る請求書又は領収書の写し

- (2) 補助事業が完了した旨を証する書類（工程及び完了後の一連の写真）
- (3) 浄水器設置事業にあつては、浄水器設置後の水質検査結果書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

**第11条** 市長は、前条の規定による補助事業の完了の報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、周南市給水施設等整備事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により速やかに補助事業者へ通知する。

（補助金の交付）

**第12条** 補助金は、前条の規定により補助金の額が確定した後に交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、周南市給水施設等整備事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

**第13条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（施設の維持管理）

**第14条** 補助事業者は、補助事業により整備した給水施設及び設置した浄水器（以下「給水施設等」という。）について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

（財産処分の制限）

**第15条** 補助事業者は、給水施設等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して、給水施設にあつては15年、浄水器にあつては8年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（その他）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
（周南市給水施設整備事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 周南市給水施設整備事業補助金交付要綱（平成15年4月21日制定）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、周南市給水施設整備事業補助金交付要綱の規定に基づきな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（令和4年6月17日要綱第90号）

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

**別表第1**（第5条関係）

事業区分	補助金額
給水施設整備事業	事業に係る経費（家庭引込み給水用機器工事費を除く。）の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、30万円を限度とする。
共同給水施設整備事業	事業に係る経費（家庭引込み給水用機器工事費を除く。）の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、共同で設置し、及び利用する戸数に30万円を乗じた額を限度とする。
浄水器設置事業	事業に係る経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、10万円を限度とする。

**別表第2**（第6条関係）

事業区分	添付書類
給水施設整備事業	(1) 位置図 (2) 設計図 (3) 見積書の写し (4) 市税の滞納がないことを証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類
共同給水施設整備事業	(1) 位置図 (2) 設計図 (3) 見積書の写し (4) 代表者選任届（委任状） (5) 利用者名簿 (6) 市税の滞納がないことを証する書類 (7) その他市長が必要と認める書類
浄水器設置事業	(1) 水質検査結果書の写し (2) 見積書の写し (3) 浄水器の性能及び仕様を証明できる書類 (4) 市税の滞納がないことを証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類